

「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の概要

I はじめに

1 ガイドライン策定の目的

防犯カメラは、その有用性が認識され、暮らしの中で急速に普及しつつある一方で、プライバシーの侵害に関し不安を感じる方もいることから、その不安を解消し、カメラの適切かつ効果的な活用を推進する。

2 ガイドラインの対象となるカメラ

以下の3要件全てに該当するもの

- (1) 「犯罪の防止」を目的として設置されているカメラ
- (2) 不特定かつ多数の人が利用又は往来する施設や場所を撮影するために継続的に設置されているカメラ
- (3) 画像を記録媒体に保存する機能を備えたカメラ

II 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置目的の設定及び目的外利用の禁止

設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないこと。

2 設置場所及び撮影の範囲等

防犯効果が発揮され、かつ、私的な空間等が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所などを定めること。

3 設置の表示

防犯カメラを設置していること及び設置者等の名称・連絡先を表示すること。

4 管理責任者・操作取扱者の指定

防犯カメラなどの適切な管理、情報の漏えい防止等に配慮するため、管理責任者を指定すること。

管理責任者は自ら操作しない場合は、別に操作取扱者を指定すること。

5 秘密の保持

記録された画像のほか、画像から知り得た情報についても、漏えいしたり、不当に使用したりしないこと。

6 撮影された画像の適正な管理

画像の漏えい等を防止する等の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じること。

- (1) 記録装置等がある場所は、情報漏えい防止措置を講じること。また、画像を記録した記録媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出し、転送ができない措置をとること。
- (2) 記録した画像は、II-7に基づく第三者提供の場合を除き、原則として複製しないこと。また、原本は加工してはならず、複製であってもプライバシーを保護する目的以外で加工しないこと。
- (3) 画像の保存期間は、必要最小限度の期間とすること。
- (4) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去を確実にすること。
- (5) 記録媒体を処分するときは、破砕など完全な消去等を行い、画像等が読み取れない状態にすること。

(6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続する場合は、ウイルス対策ソフトウェアを使用するなど、情報漏えい防止措置を講じること。

7 撮影された画像の閲覧・提供の制限

(1) プライバシーを保護するため、次の場合を除き、設置者等が、画像を設置目的以外に利用することや、第三者に閲覧、提供することを禁止する。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合
- ・ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合
- ・ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

(2) 画像の閲覧・提供に当たっては、その必要性を十分検討するとともに、要請者の身元確認を確実にし、提供日時、提供先等を記録し、一定期間保存しておくこと。

8 苦情等への対応

防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問合せには、誠実かつ迅速に対応すること。

9 業務の委託

防犯カメラの設置・運用に関する業務を事業者等に委託する場合は、適正な運用等について委託先に徹底すること。

10 保守点検等

定期的に保守点検を行い、必要に応じて設置場所等の見直しや機器の更新を行うとともに、パソコン等で防犯カメラ画像を取り扱う場合は、セキュリティ対策に十分な配慮をすること。

防犯カメラの運用を廃止する場合は、責任を持って機器等を撤去するとともに、記録装置等に保存されている画像は、確実に消去すること。

III 設置・運用規程の策定

設置者等は、このガイドラインに基づき、利用目的や利用形態に合わせ、「設置・運用規程」を定めるとともに、組織内等でその周知を図ること。

IV 個人情報保護法等の遵守

防犯カメラで撮影され、記録された画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報の保護に関する法律等に規定する「個人情報」に該当し、保護の対象となることから、個人情報を取り扱う場合は、ガイドラインのほか、法律等に基づき、適正に取り扱うものとする。

